

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、データの共有）
- b. IT実装支援（EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援）
- c. グリーン化の取組（超低騒音・排対型建機の使用、グリーン調達）
- d. 健康経営に関する取組（健康増進施策の共同実施）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、建設業法第20条令各項(工事や契約内容等の具体的な明示・適正な見積期間の設定等)を遵守し、工事毎の見積依頼とその内訳においては、下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、法第19条第1項に規定する、書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

下請代金は現金で支払います。振込みの場合には、振込手数料等を下請事業者の負担とせず、また、支払期間を60日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年2月20日

有限会社 北斗削錐

代表取締役 武田雅博